

28障福第646号
平成28年11月25日

各 障害福祉施設 管理者 様

長崎県障害福祉課長
(公 印 省 略)

防犯対策マニュアル策定について（依頼）

平成28年7月、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の利用者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。多数の障害者が利用する障害福祉施設では、利用者および職員を守るため、不審者の侵入に備えて、日頃から防犯対策を講じるとともに、有事の対応を考えておくことが必要です。

これまで障害福祉施設では、火災や自然災害に関しては基準が設けられ対策に取り組まれてきたところですが、防犯に関しては必ずしも十分とは言えない状況にあります。

このため、県では、防犯対策に関する厚生労働省通知等をもとに、「障害者入所施設等の防犯対策マニュアル策定のための指針」及び「防犯対策マニュアル」（県ホームページに掲載）を作成いたしました。各施設等におかれましては、本指針等を参考に下記のとおり防犯対策マニュアルの策定をお願いします。

記

1. マニュアル策定を求める障害福祉施設の範囲

- ・必ず策定していただく施設
障害者入所施設、福祉型障害児入所施設
- ・実情に応じて策定していただく施設
上記以外の施設

2. マニュアル策定の期限（障害者入所施設、福祉型障害児入所施設）

平成29年3月20日（月）

作成後は、写しを 県 障害福祉課 自立就労支援班へ提出下さい。

3. 指針等の県ホームページへの掲載

県のホームページ / 障害福祉課 / 防犯対策マニュアルの策定

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/shogaisha/bouhan/>

[担当]

長崎県 福祉保健部 障害福祉課

自立就労支援班 小松

T E L : 095-895-2455

E-mail : komatsu-seiichi@pref.nagasaki.lg.jp